

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 6 月 2 日

木 曜 日

号 外

目 次

選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し

1

○選挙公報発行規程の一部改正

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県選挙管理委員会告示第28号

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消しについて

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票を行うことができる施設を次のとおり取り消したので告示する。

平成28年 6 月 2 日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

施設の種類	名 称	所 在 地
老人ホーム	特別養護老人ホーム射水万葉苑	射水市朴木 211番地の1

富山県選挙管理委員会告示第29号

選挙公報発行規程の一部改正について

選挙公報発行規程(平成8年富山県選挙管理委員会告示第71号)の一部を次のように改正する。

平成28年 6 月 2 日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第 7 条中「第169条（選挙公報の発行手続）第 5 項」を「第169条（選挙公報の発行手続）第 6 項」に改める。

第 4 号様式備考 1 中「第169条第 2 項」を「第169条第 3 項」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。